

日 時：令和2年8月26日（木）18時30分～19時45分

場 所：日沼地区コミュニティ施設

対象地区：日沼

参加人数：19名

■要望、質疑応答

内 容
<p>○猿賀小学校の通学路の危険箇所について</p> <p>（市民から）</p> <p>県道尾上日沼線の八幡崎地区の歩道の整備をお願いしたい。日陰になり雪が消えにくい箇所があり、除排雪の際に雪山ができていると児童が滑って遊んでいて危ない。</p> <p>（市から）</p> <ul style="list-style-type: none">・八幡崎地区の歩道の整備については八幡崎町会よりかなり前から要望があるので、市としても以前から県へ要望している。市独自では進められず、県でなかなか着手していただけないという状況である。平川市内では県の事業として着工しているものが7つほどあり、県で事業を進める順番もあるのでなかなか進まないのが現状である。・雪が消えにくい箇所があることも理解しており、日沼尾上線、特に八幡崎地区はなるべく早く進めたいと思っているが、県の協力が必要であることをご理解いただきたい。 <p>（市民から）</p> <p>通学路の除排雪については雪山のような危険箇所ができないように実施し、児童の安全を守ってほしい。</p>
<p>○横断歩道前で一時停止することの周知について</p> <p>（市民から）</p> <p>県道268号線（日沼地区を通る県道）の交通量は多いうえ、横断歩道前で一時停止する車がほぼない。交通マナーが本当に悪い。危険なので、横断歩道前で停車する車が増えるよう警察や交通安全協会に対応を検討してほしいと思っている。平川市が横断歩道前での一時停止率が全国トップになるような取り組みをしてほしい。</p> <p>（市から）</p> <ul style="list-style-type: none">・市としても困っている。「止まれ」の目印を分かりやすくすればよいかとも思うが、運転者のモラル、交通マナーの問題でもある。・歩行者優先であることは当然なのだが、交通事故防止のため、横断歩道を渡る際は気をつけるように学校から児童・生徒に注意してもらっている。交通マナーについては本当に問題があると思う。

(市民から)

- ・交通のマナーは本当に悪い。運転者のモラルが低下していると思う。警察にも指導や取り締まりに力を入れるように住民から要望があったと市からも伝えてほしい。

(市から)

- ・モラルの問題もあるが、もしかすると横断歩道前で一時停止しなければならないのを知らない人もいないのではないかと思う。今後、広報紙などで市民へ周知することも検討したい。

○お悔みワンストップサービス窓口について

(市民から)

お悔みワンストップサービス窓口というものを県内の自治体で導入したと新聞で知った。平川市でも導入できないのか。

(市から)

- ・平川市としては、新庁舎において福祉関係や税関係など窓口部門のワンフロアサービスを導入したいと考えて進めている。ワンストップサービス窓口は、どうしても必要な職員数が多くなってしまい、現状での導入は難しいのでご理解いただきたい。
- ・現在、平川市でもほとんどの手続きを同じフロア内で完結できるようになっている。亡くなった方の状況により多少手続きは異なるが、手続きの際に市民の方が負担とならないような体制は整えている。

○障がい児の通学支援について

(市民から)

平川市内の肢体不自由児が通う学校としては、弘前にある弘前第二養護学校か青森市にある青森第一養護学校が挙げられるが、それらの学校では、朝は8時15分以降に児童の引渡しをするよう要綱で定められており、通常の企業の就業時間から考えると、障がい児を持つ親は働けないというのが定説となっている。弘前第二養護学校では弘前市内のみ、また青森第一養護学校では青森市内しかスクールバスが走らないため、平川市から通うとなると保護者が送迎しなければならない。通学支援等、障がい児がいても保護者が働きやすいような取り組みを平川市では何か実施しているか。

(市から)

- ・何か市としてできるものがあるのかを含め、改めて回答したい。

(市民から)

各自治体で障がい児の通学支援サービスが増えているので、平川市でもぜひ検討してほしい。

<p>(市から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題として可能な限り検討したい。
<p>○地籍調査について</p> <p>(市民から)</p> <p>尾上地域で地籍調査が実施されているが、今年度はどのあたりを調査しているのか。また、日沼地区は令和何年度に実施するのか。</p> <p>(市から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は新屋町地区で実施しており、日沼地区全域については令和8年度に実施する予定である。
<p>○猿賀小学校完成後の追加工事について</p> <p>(市民から)</p> <p>猿賀小学校が先日完成したばかりだが、また足場を設置して工事をしていた。なぜか。</p> <p>(市から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の内、グレーの部分の一部にクラック（ひび割れ）があり、工事のやり直しをさせていた。より伸縮性の高い塗装材を使用させクラックが発生しないよう改善させたものである。工事はすでに終了している。
<p>○猿賀小学校へのエアコンの設置について</p> <p>(市民から)</p> <p>猿賀小学校へのエアコンの設置時期はいつになるのか。</p> <p>(市から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室以外にはエアコンの設置は完了しており、普通教室への設置は令和3年度以降になる見込みである。
<p>○老人向けの買い物支援サービスについて</p> <p>(市民から)</p> <p>各町会で一人暮らしの高齢者が増えており、日常的に買い物に出かけることが大変であるように見受けられる。買い物の無料送迎サービスは市で実施できないのか。</p> <p>(市から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在無料の送迎サービスはなく、今後の計画もないが、介護保険のサービスとしては有料の買い物支援サービスがある。介護保険を利用していない方でも、今後、シルバー人材センターと契約して、市の介護認定ヘルパーが買い物の代行などを行う事業を開始

する予定である。近いうちにお知らせをする予定なので、有料にはなるがこちらを使用
していただきたい。

- ・参考までにお伝えするが、市内タクシー業者が「おつかいタクシー」という買い物支援
や薬の受け取りなどの代行サービスを実施できないかどうか、市で検討しているところ
である。

(市民から)

- ・早めの実現されるようお願いしたい。

○防雪柵の設置の進み具合について

(市民から)

4～5年前のまちづくり懇談会で、新山町会の方がつがる温泉からの通りの通学路へ
の防雪柵の設置のお願いをしたが、設置は進んでいるのか。

(市から)

- ・設置の方向で進めている。

○災害対策について

(市民から)

川のところにポンプ場ができたが、非常時に動かず使えないなどの可能性はないのか。

(市から)

- ・災害対応の設備ということで毎年点検しているので問題ない。

(市民から)

- ・ダムが一斉に放水したときは市に連絡がいくのか。

(市から)

- ・連絡がくる。その前段階から密に連携と取り合っているので問題はない。お配りしてい
るハザードマップを今一度ご確認いただき、水害等の際は猿賀小学校へ速やかに避難
してほしい。

○農村公園の遊具について

(市民から)

すべり台など遊具が古くなって使えなくなっている。遊具の整備について、今後の市の
方針について示してほしい。

(市から)

- ・公園・遊具の整備についての方針は、平成29年度に総務課で作成した。平川市内には

13の地区公園があり、全ての公園に遊具を充実させることは難しい。中央公園など3つの公園を基幹公園として遊具を充実させ、その他の公園は「大きな遊具1つと小さい遊具1つ」か「小さい遊具3つ」を設置することとして調整している。他地区との整合性を図るためご理解いただきたい。ただ、町会で設置したい遊具があるときはその意見を反映させたいので、市に要望を伝えてほしい。

- ・質と量、維持のコストを勘案し計画しているので、ご理解いただきたい。

○ゆうえい館（碓ヶ関屋内温水プール）の今後の方針について

（市民から）

碓ヶ関のゆうえい館は今後どうなるのか。取り壊すのか。

（市から）

- ・碓ヶ関のゆうえい館は、天井が剥がれ落ちてきたりしており、安全に使用するための大規模改修を行うとなると、概算で6億円ほどかかる。利用者の割合も平川市民が15%程度で40%以上が大館市民となっている。維持にも年間3,000万円ほどかかる。
- ・平川市内では、平賀地域に屋内温水プールがあるので、そちらを利用していただけたい。
- ・9月下旬に説明会を実施し、第1回住民説明会での質問事項の回答と今後の日程を説明する。ゆうえい館の今後については、昨年度示した方針とは変わっていない。

○介護保険の要介護（支援）認定までの流れについて

（市民から）

介護保険の要介護認定までの流れを説明してほしい。調査員1人が訪問し判定していると聞いたが国の方針なのか、それとも市独自の方針なのか。複数人が訪問し判定するシステムにはできないのか。

（市から）

- ・認定までの流れとしては、申請があると認定調査員が訪問調査を実施し、本人の状況確認を行うとともに、主治医の意見書の提出を依頼する。訪問調査の結果と主治医の意見書をコンピューターに入力して一次判定をする。その結果は、県の広域連合の認定審査会にかけられ、二次判定が行われ、介護認定が判定される。調査員一人の主観で決定されているものではない。

（市民から）

- ・認定調査員によって判定が異なるのではないかと思う。複数の認定調査員で判断したほうがよいのではないか。

（市から）

- ・調査員によって異なる結果とならないように調査員も留意しており、研修も受けている。市独自のやり方ではなく、国の基準通りに実施している。